

令和6年3月1日改定

医療法人 やわらぎ

運 営 規 程

介護老人保健施設 ゆ う

訪問リハビリテーション事業

介護予防訪問リハビリテーション事業

空知郡南幌町栄町1丁目1番20号

介護老人保健施設指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) 事業所

運 営 規 定

(運営規程設置の主旨)

第 1 条 医療法人やわらぎが開設する訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)以下「当事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第 3 条 当事業所では、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当事業所では、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 7 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在位置等)

第 4 条 当事業の名称所在等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 医療法人やわらぎ 訪問リハビリステーション Re・ハッスル
- (2) 開設年月日 平成30年4月1日
- (3) 所在地 北海道空知郡南幌町栄町1丁目1番20号
- (4) 電話番号 011-378-0091 FAX 番号011-378-0986
- (5) 管理者名 鈴木 重統
- (6) 介護保険事業所番号 0155880024

(職員の定数及び職種)

第 5 条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人
- (2) 医師 1人以上 (介護老人保健施設「ゆう」での医師との兼務)
- (3) リハビリ職 1人以上

(従業員の職務内容)

第 6 条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所の管理及び事業の利用に係る調整、業務の実施状況の把握、訪問リハビリテーション計画書の作成指示、リハビリ実施内容の指示指導、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師などと共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第 7 条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 休日 土曜日・日曜日・12月30日から1月3日までとする。

(事業の内容)

第 8 条 利用者が主治医に申し出て、主治医が当事業所に交付した情報提供により、施設医師から指示を受け訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 計画書を作成し、リハビリテーションを実施する。

- 2 利用者に主治医がいない場合は、当事業所から居宅介護支援事業所、地区医師会、関係市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。
- 3 利用者の生活上での ADL・QOL の向上を目的としたリハビリテーションの提供や家族へ

の生活上の運動指導・相談、家族の健康管理等、また利用者を取り巻く多職種との連携を通じた情報共有を行う。

(利用者の負担額)

第 9 条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その 1 割から 3 割の額とする。ただし、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- (3) 利用料は、当月分を翌日 25 日までに銀行・郵便局振込（引落し）か窓口、または担当リハビリテーション職員に支払うものとする。

(通常の事業実施地域)

第 10 条 事業の実施地域は、南幌町、江別市、北広島市、岩見沢市、長沼町、栗山町とする。

(身体の拘束等)

第 11 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第 12 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(利用料等)

第 13 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その 1 割もしくは 2 割の額とする。ただし、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受

ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 利用料は、当月分を翌日25日までに銀行・郵便局振込（引落し）か窓口、または担当リハビリテーション職員に支払うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第14条 事業の実施地域は、南幌町、江別市、北広島市、岩見沢市、長沼町、栗山町とする。

（事業所の利用に当たっての留意事項）

第15条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- （1） 運営規定に基づく職員の指示指導に従うこと。
- （2） 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。

（非常災害対策）

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1） 防火管理者には、事業所管理者とは別に定める。
- （2） 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- （3） 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- （4） 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- （5） 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- （6） 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- （7） 当事業所は、（6）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 18 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 19 条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 採用時研修 6 カ月以内、専門研修年 1~2 回実施する。

(職員の勤務条件)

第 21 条 当事業所職員の就業に関する事項は別に定める医療法人やわらぎの就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 当事業所職員は、法人が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 23 条 当事業所は衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び

訓練を定期的実施する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 25 条 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 2 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人やわらぎと当施設管理者との間で協議して定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成31年	2月	1日に改定する。
この規程は、平成31年	4月	1日に改定する。
この規程は、令和 1年	10月	1日に改定する。
この規程は、令和 2年	5月	1日に改定する。
この規程は、令和 2年	10月	1日に改定する。
この規程は、令和 3年	4月	1日に改定する。
この規程は、令和 3年	8月	1日に改定する。
この規程は、令和 3年	9月	1日に改定する。
この規程は、令和 4年	3月	1日に改定する。
この規則は、令和 6年	3月	1日に改定する。